

発議第2号

尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書案

尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書を内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、領土問題担当大臣、海洋政策担当大臣及び沖縄及び北方対策担当大臣宛て提出するものとする。

令和3年3月12日提出

提出者 和歌山市議会議員

中 谷 謙 二

中 尾 友 紀

松 井 紀 博

姫 田 高 宏

山 本 忠 相

浜 田 真 輔

山 野 麻衣子

## 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書案

令和2年5月8日午後4時50分頃、日本の領海内に侵入した中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島・魚釣島の西南西約12キロの海上で、操業中の沖縄県漁船に接近し追尾する事態が発生した。

その後も同国公船は領海内への侵入や漁船への接近等を繰り返し、10月には日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長となる約57時間以上にわたり日本の領海内にとどまるなど活動を強めている。

また、昨年は尖閣諸島周辺における中国公船が333日確認され、領海への侵入は29日に上るなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う沖縄県漁業者に対しこれまでにない大きな脅威と不安を与えている。

尖閣諸島は1895年（明治28年）1月に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土であることは紛れもない事実であるにもかかわらず、同海域で頻発する中国公船の沖縄県漁船に対する威嚇行為は、今後更なる不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならない。

よって本市議会は、政府に対し、尖閣周辺海域における中国公船による沖縄県漁船への追尾・威嚇行為などを行わないよう中国政府に働きかけるよう毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について適切な措置を講ずるよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。